

# 『隸辨』『隸篇』の撰述目的について

加 固 明 子

## 序

### 一 『隸辨』・『隸篇』のあらましと両書の相違点

漢代碑碣の文字資料について形体面からの集成を行った書物に、清の顧霽吉撰『隸辨』(図1)及び翟雲升撰『隸篇』(図2)がある。両書は共に、当時までに出土した漢碑の文字資料を収集し、字典体に排列して注釈を加えたものである。漢碑は多く隸書体の文字で刻まれ、それらは一般に漢隸と総称されるが、碑の所在地や碑文の書者により、書風は様々である。そうした多様な書風の碑文から、同一字母を抜き出して一ヶ所に集め、検索できる形に編集したものが、これらの書物である。両書の内容や手法は一見似ているが、全巻の構成や資料の取り扱い方に相違点が見出される。小稿では、『隸辨』と『隸篇』の比較を通して、それぞれの撰者がこれらの字典を編纂した目的について考察する。

『隸辨』・『隸篇』に先駆けて、漢魏の隸書の碑碣に關し疏通解明した書物は、宋代に既に見られる。碑文を楷書に転写し内容の歴史的考証を試みた洪适(一一七一—一八四)の『隸釈』・『隸統』、碑字を字書の形に編次した劉球(南宋、生卒年不詳)の『隸韻』、婁機(一一三三—一二二二)の『漢隸字源』、元代の字書の『漢隸分韻』<sup>(1)</sup>である。

これら先行する書物を承け、顧霽吉は更に資料を収集し、当時最も完備したと言われる『隸辨』を著した。刊行は康熙五七年(一七一八)である。

『隸辨』の体裁は、まず漢碑の文字を臨摹によって掲げ、その下に碑名を記す。ここまでは先述の宋・元の三種の字書と同様である。次にその文字を含む碑文の一節を引用する。用例からその隸書体が何という文字であるか、証明できる訳である。この碑語の引用は、『隸韻』・『漢隸分韻』

にはなく、『漢隸字源』に部分的に見られるが、全ての碑字に付しているのは『隸辨』が初めてである。更に、歴代の古字書の解釈や古典の用例等を引き、按語を付す。そしてこれらを宋の『礼部韻略』の順序によって排列する。全八巻で、一―五巻が本文、六巻が説文の部首を隸書で示し解説した「偏旁五百四十部」、七・八巻が採録碑名とその考証である「碑攷」となっている。八巻の末尾には、隸書と八分書の関係について旧説を摘録し弁証した「隸八分攷」と、蔡邕や鍾繇ほかの筆法に関する文を録し解説した「分書筆法」を付している。

撰者顧鶴吉の生卒年は明らかでなく、彼の伝記も簡略で、その詳しい人物像をつかむことは難しい。寶鎮撰『国朝書画家筆録』巻一には次の如く記されている。

顧鶴吉、字晚先、後改字天山。号南原。呉県人。貢生充書画譜纂修。官儀徵教諭。精繆篆。工八分書。有隸辨一編、行世。兼善山水、宗法元人、冲和雅逸、有風情。

(顧鶴吉、字は晚先、後に字を天山と改め、南原と号す。呉県の人なり。貢生にして『書画譜』纂修に充てられる。官は儀徵教諭。繆篆に精しく、八分書を工みにす。『隸辨』一編有り、世に行わる。兼ねて山水を善くし、元人に法ることを宗とす。冲和(おだやか)雅逸にして、風情有り。)

『書画譜』とは、康熙帝勅撰『佩文齋書画譜』のことで、書画に関する評論・伝記を、前人の著録から採録・編輯したものである。康熙四四年(一七〇五)に着手し、同四六年四月完成、翌年刊行された。この時期から推測して、顧鶴吉の生まれは、康熙初年であろう。彼が『佩文齋書画譜』の編纂に携わったことは『隸辨』編集の上で有益であったと思われる。なぜなら『隸辨』の顧鶴吉の序には、同書の編纂に三十年を費やしたとあり、それは康熙二七年前後から五七年までにあたると、この期間に『佩文齋書画譜』編纂の時期が扶<sup>せま</sup>まれていた。そして『佩文齋書画譜』を見ると、巻六十―六十四「歴代無名氏書・石」の項に、数多くの漢碑が挙げられ考証がなされている。これは『隸辨』とも重なる仕事であり、顧鶴吉は『佩文齋書画譜』のために集められた古来の資料(碑字の拓本・模本等の古跡と、碑に関する先人の諸説)を自らの著作に活用する、或いは、彼の所蔵していた資料を提供して考証に役立てる、この二つが可能なる立場にあったからである。よって、このことが『隸辨』の内容を、それまでになく充実したものにしたであろう。

また、彼は八分書に工みであった。<sup>(3)</sup> 膨大な量の漢碑資料を扱ってれば、自然の結果とも言えよう。彼はその腕を

以てして、『隸辨』採録の隸字をすべて自ら臨摹して載せたのである。

『隸辨』に後れること約一世紀、道光一八年（一八三八）に、翟雲升の『隸篇』及び『隸篇統』・『隸篇再統』が刊行された。湖北省城（武昌府）の硯海堂より影印出版された杭州許槿刻本には、封面の裏側に繆篆で「道光十五年五月開彫十八年六月成」の文字が見え、巻頭には道光一八年六月の楊以增の序、同年五月の陳官俊の序があり、続いて「道光十有五年歲在乙未秋八月」の自序がある。また、翟による「隸篇統再統序」は道光戊戌（一八年）に識されている。これらにより、道光一五年には正編を脱稿し、『統』・『再統』による増補を加えて刊刻を終えるまでに三年を要したものとと思われる。

この字書は、漢碑の隸字を臨摹ではなく双鉤（紙を重ねて輪郭を写しとる）によって掲げた。毎字の下には碑名と碑語を引き、注を付し、そして全体を『類篇』の編次に従って部首ごとに排列している。巻頭に、採用碑目を列挙した「金石目」、部首索引である「部目」、部首別索引の「字目」を付し、以下の本文を十五の巻に分かつ。第一～第十四の編次は『類篇』巻一～巻十四の建部と対応しており、第十五は説文の部首（篆書）一つ一つについて注釈し隸体の例を挙

げた「偏旁」と、隸変の際に統一された異なる篆書の形を挙げた「変隸通例」とから成る。新得の漢碑について増補した『統』十五卷・『再統』十五卷・『三統』十五卷も、巻の構成はすべて正編と対応している。

翟雲升は乾隆四一年（一七七六）の生まれで、東萊（山東省掖県）の人である。字は文泉、舜堂と号し、その居を五経歲徧齋と言った。『説文解字義証』・『繆篆分韻』等を著した桂馥の弟子で、道光二年（一八二二）の進士、国子監助教に官した。隸書を善くし、收藏に富んだ。咸豊一〇年（一八六〇）に卒した。著に『五経歳徧齋集』がある。

彼が生まれたのは、清朝考証学が本格的に形成された時期で、前年（乾隆四〇年）には段玉裁（一七三五一―一八一五）が『六書音均表』を著し、その翌年（同四一年）からは『説文解字注』三十巻の著述に向けて、『説文解字詁林』に着手している。後に翟雲升もまた説文研究に取り組み、『五経歳徧齋許字三書』（『説文形声後案』・『説文辨異』・『辨許外篇』）を著している。

さて、『隸辨』と『隸篇』とは共に漢碑の隸書体の字典で、類似した書物であるが、明らかな相違が二点見出される。第一は、文字の排列が韻によるか部首によるかという点、第二は、これらの字書で最も重要な碑字の隸書体を掲

けるのに、臨摹によるか双鉤によるかという点である。これらの違いはなぜ生じたか、次にそれを探ることで、この二種の字書が備える機能や、撰者の意図する所を明らかにして行こうと思う。

## 二 『隸辨』・『隸篇』の排列法

『隸辨』は文字を韻に従って排列し、『隸篇』は部首に従って排列した。二種の排列法はどのようなもので、二人の撰者はなぜそれぞれの方法を選んだのだろうか。

後漢の『説文解字』に始まる字書は、その後の字数の増加に伴い、晋の『字林』、北魏の『古今文字』・『字書』、梁の『玉篇』、宋の『汗簡』・『類篇』等を輩出するが、これらは皆『説文』の流れを汲み、許慎の創出した「始一終亥」五四〇の部首の序列を採用している。しかし親文字は、『説文』の小篆が『玉篇』以降楷書に変わり、古代文字の形体から字義を追求した許慎の意図は伝わらなくなる。親文字が楷書になった結果、筆画が判然と区別でき、数えやすくなる。また、字数の増加で一つの部首内の文字が多くなり過ぎ不便となって、金の『五音篇海』では、字数の多い部内の排列についてのみ、初めて筆画法が採り入れられる。明代には同類の「海篇類」と呼ばれる字書が多数編纂

され、続いて部首をも画数順に排列した『字彙』が現れる。この部首・部内の文字共に画数順に並べる方法は、『正字通』、清の『康熙字典』へと受け継がれて来た。<sup>(10)</sup>

こうした歴代字書の排列法の変遷において、『隸辨』・『隸篇』の刊行時期は、筆画法の『康熙字典』の後になる。ところが『隸辨』は、字書のこの流れには沿わず、韻による排列をしている。ここで『隸韻』・『漢隸字源』・『漢隸分韻』を顧みると、いずれも韻による分類であった。

韻書は、唐代に詩が隆盛を来たしたことで盛んになり、以来、『宋本玉篇』に対する『広韻』、『類篇』に対する『集韻』、『五音篇海』に対する『五音集韻』というように、字書と並行する形で輩出されて来た。また科挙における必要もあり、韻書は知識人の間に十分浸透していた。それを利用して字書を韻書の形に組むことは、『説文解字』の伝承にも見られている。元来『説文』は、字義の解釈と共に、文字の分類(部首法)とその順序にも意義があったが、南唐の徐鉉が『説文解字篆韻譜』を、南宋の李燾が『説文解字五音韻譜』を、明の陳鉅が『説文韻譜』を作り、韻を手掛かりに『説文』の読みたい部分だけを「引く」姿勢が形成されて行った。<sup>(11)</sup>

これらから考えるに『隸辨』は、引きやすさを重視して

編集されたということが認められる。顧霽吉の序は、編纂の目的を次のように言う。

隸辨之作、窃為解經作也。字不辨、則經不解。古文邈矣。漢人伝經、多用隸写、變隸為楷、益失本真。及唐開元、易以俗字、名儒病其蕪累。余因收集漢碑、問得刊正經文。…(中略)…於是銳志精思、采撫漢碑所有字、以為解經之助。

(隸弁の作は、窃かに經を解する為に作るなり。字辨わかまえざれば、則ち經解きまらず。古文邈はかなりて、漢人經を伝うるに、多く隸を用いて写し、隸を變じて楷と為すや、益ますます本真を失う。唐の開元に及びて、易うるに俗字を以てすれば、名儒其の蕪累を病なう。余漢碑を収集するに因りて、問まかに經文を刊正するを得。…(中略)…是に於いて志を鋭く思いを精しくし、漢碑の有する所の字を采撫し、以て解經の助けと為す。)

そして排列法については、同じく序に

類以四声、便於討閱。

(類するに四声を以てし、討たづねねするに便とす。)

と記す。この一節は、『隸辨』が改編後の『說文解字』と同様に、全編を通読するのではなく、必要な部分を検索して読む書物であることを明確に示している。検索のためには、当時の人々の間に最も浸透した排列法がとられるはず

である。黄晟(12)の「重録隸辨序」からは、同書が最初の刊行から二十五年後の乾隆八年(原文、癸亥、一七四三)に重刻されていることが知れるが、これは彼の伝にある「隸辨一編有り、世に行わる」の言葉を、そして『隸辨』が当時の検査法に適應して、引かれ続けたことを裏付けるものと言えよう。

一方の『隸篇』は、宋の『類篇』の排列法をとっている。『類篇』は、部首の中の文字の排列は韻の順であるが、部首の建て方は『說文解字』と基本的に変わっていない。<sup>(13)</sup>

それでは『隸篇』の編纂当時、検字における人々の要求は、韻から部首へと変わったのだろうか。以下に『隸辨』前後から『隸篇』までに刊行・重刊された各種の字書を年代順に列挙して、この間の排列法の傾向を追ってみよう。  
●印は『說文解字』、○印は韻、△印は『康熙字典』の各排列に従っていることを示す。

●康熙五二年(一七一三)『說文解字』汲古閣第五次修改本<sup>(14)</sup>  
——『說文』真本

康熙五五年(一七一六)『康熙字典』

○乾隆八年(一七四三)『隸辨』重刻

○乾隆三七年(一七七二)萬承天『集漢隸分韻』

△乾隆四五年(一七八〇)頂懷述『隸法彙纂』——『隸辨』

の文字を画引きに改編したもの。<sup>(15)</sup>

○乾隆五七年（一七九二）桂馥『繆篆分韻』

○乾隆五八年（一七九三）蔣和『漢碑隸体萃要』

○嘉慶元年（一七九六）『繆篆分韻』重刻

●嘉慶二年（一七九七）段玉裁『汲古閣說文訂』

○同 年 袁日省『選集漢印分韻』

○嘉慶八年（一八〇三）謝景卿『選集漢印分韻統集』

●嘉慶一二年（一八〇七）段玉裁『說文解字注』

○嘉慶一四年（一八〇九）邢澍『金石文字辨異』

○嘉慶一五年（一八一〇）『隸韻』重刻

△嘉慶一二年（一八一六）毛謨『說文檢字』

△道光一一年（一八三一）甘揚声『漢隸異同』

△道光年間 丁源『說文便檢』

△同 黎永椿『說文通檢』

以上の如く、依然として韻によるものが優勢と認められる。●印のものは、いずれも『說文』そのもの、または注釈を書き込んだものであるから、『說文』の排列に従って編次された別の書物は、この期間にはない。『康熙字典』の筆画法も『隸篇』とは無関係である。こうなると『隸篇』の排列と当時の一般的な檢字法とは関連がないということになる。

そこで、翟雲升の意図を『隸篇』の序に求めてみよう。

繆篆變隸、去繁趣約。非偏旁、無以觀其變、非分別部居、無以觀其變之變。隸篇所為作也。

（篆より変じて隸となるに、繁を去りて約に趣く。偏旁にあらざれば、以て其の変を観ること無く、部居を分別せざれば、以て其の変を観ること無し。隸篇を作る所為なり。）

篆書から隸書への変化（隸變）のありさまを見るには、「偏旁（部首）」に着目すべきことを述べている。では「部居を分別する」とは何か。序は更に

類篇之編字也、頗異說文、而不竄亂偏旁之旧。是以篇内部居式遵守。

（類篇の字を編するや、頗る說文に異なり、而れども偏旁の旧を竄亂せず。是を以て篇内の部居、式り遵守いたるか。）

『類篇』は各部首内の文字を、韻の順に並べている。この点が「頗る說文に異なる」が、部首の建て方は說文と変わらず、許慎が小篆を材料に考え出した文字の分類法に違っている。そこで翟雲升は、これによって隸書の文字を分類しようと考えた。つまり、文字をグループで捉えるのだ。それにより、同じ偏旁について変形のし方に法則性が見出され、隸變の特徴が鮮明になって来る。しかもその際には、楷書の筆画を基礎に据えた『康熙字典』の二一四部で

はなく、古体文字の段階で用いられた五四〇部の枠をはめてみなければならぬ。文字の構成要素のうち、あるものは隸変によって筆画が整理・統合され、あるものは異なる形に分化した。その結果、同じ文字であっても篆書と隸書で所属する部首が異なる、という混乱が生じたが、隸書を篆書の分類法に合わせることで、それが解決されるのである。翟雲升は、それを巻末の「偏旁」と「変隸通例」にまとめた。序には次のように記している。

於終卷目錄、窃取顧氏隸辨偏旁之意、而引伸之推本。

説文以篆為綱。凡篆同而隸異者屬焉。又副以通例、以隸為綱。凡隸同而篆異者屬焉。

(終巻目錄において、窃かに顧氏隸辨偏旁の意を取る。而して之を引伸して本を推る。説文は篆を以て綱と為す。凡そ篆同じくして隸異なる者はここに属す。又副うるに通例を以てし、隸を以て綱と為す。凡そ隸同じくして篆異なる者はここに属す。)

顧氏の「偏旁五百四十部」は、隸を首に掲げるが、翟氏は篆を首に掲げ隸体の実例を挙げる。これは、部首による排列をとったからこそできた発想ではなからうか。

これまで排列法に着目して『隸辨』と『隸篇』とを比較して来たが、それぞれの排列法の特徴の違いから、顧霽吉

と翟雲升の字書編纂における視点の違いが見出される。顧霽吉は、ある一文字を問題にして、その漢碑における字形の例を取り出そうとする。つまり一字一字が主役である。これに対し翟雲升は、個々の文字を部首というグループに収めておき、ある一字の隸体を求める場合でも同グループ内の他の文字と同時に取り出し、漢字の造字法・隸変の法則にかなった字形として認識する。つまり、部首というまとまりが主役である。

『隸辨』と『隸篇』は、字引きとしての検索の便と書体変容のさまの把握という、書体字典に求められる二つの機能を、それぞれに分担する結果となった。

### 三 『隸辨』・『隸篇』の碑字の掲載方法

(1) 臨摹によるか双鉤によるか

『隸辨』も『隸篇』も漢碑の文字を、書物の上に忠実に再現しようとし、その手法として、前者は臨摹を、後者は双鉤を用いた。

そこで、両者の視覚的效果を比較するため、試みに「疋」部の同一字母について、両書に掲載の碑字を対照する表を作成した(図3)。これによると、同じ碑から採録した同じ文字であっても、かなり字形や大きさに違いが見られる。

『隸辨』は、臨摹による上に界格（注二行につき碑字一行となる野）に合わせて碑字の大きさを揃えてあるので、版面は整然とするが、碑本来の書風が損なわれている。結構は明瞭であるが、筆面の太さがほぼ同じで、書風の違いがあまり見えて来ない。『隸篇』は、双鉤をもって写しただけに、写真の如く徹底して碑字の形を再現している。原寸のため小さくまで、往々にして版心に重なったり辺欄よりはみ出すことも厭わない。碑の剝蝕磨滅の跡をも忠実に写し取っているので、筆意に明解さを欠くが、書風の多様性は表現されている。『隸篇』の碑字をほぼ真の姿だとすれば、顧羈吉は、「碑字は手摹より出で、諦審つとみひかなること差ちがい無し。」（隸辨序）と自信を見せながらも、かなり手を加えて調整していたことになる。

形体の字書であれば、資料とする文字（碑字）の形が命である。これを正確に伝えるには、臨摹より双鉤の方が優れていることは、一目瞭然である。双鉤に拠った理由を、翟雲升は『隸篇』序に次のように述べる。

所拠遺文為拓本、為可信之模本、手自双鉤豪芒、必謹一点一画、疑似欠如。而於諸箸録家、無所販鬻、以劉氏隸韻、婁氏字源以下諸書、皆經伝写重刊、漸失本真、沿譌襲繆、心所未安爾。

（拠る所の遺文、拓本たり、信すべきの模本たるに、手もて自ら豪芒をも双鉤し、必ず一点一画の、疑似欠如を謹しむ。而れども諸の著録家において、販鬻する所無く、劉氏隸韻、婁氏字源以下の諸書、皆伝写重刊を経て、漸だに本真を失い、譌たに沿い繆を襲うを以て、心未だ安からざる所なるのみ。）

彼は、宋以来の隸書の字書の字体が、伝承の過程で、だんだん真の形から離れて行った事実を問題にし、改めて一次資料に立ち帰った。そして転写するのに、嚴密を期して、敷き写しをしたわけである。

(2) 諱字の取り扱い

顧羈吉と翟雲升の文字資料の扱いに関する態度の違いはまた、それぞれの書物における忌諱の情況からも見てとれる。

まず『隸辨』は、康熙帝の名、玄燁の「玄」字の項で、隸体の文字の末筆を欠いている（図4）。兼諱である「弦」字の隸体も、同様に欠筆する。顧羈吉は、時の皇帝の名を

碑七守	孔	史	史	白
武	蘇	長	長	石
	碑	後	後	神
	一	命	命	君
	史	丘	丘	采
	郭	制	制	一
	一	命	命	石
	玄	玄	玄	玄
	碑	碑	碑	碑
	采	采	采	采
	一	一	一	一
	石	石	石	石

図4 『隸辨』「玄」字



憚って、貴重な文字資料にさえも手を加えている。

では『隸篇』はどうか。本来「玄」と書くべき部首見出し(楷書)を「元」の字に代え、次のように記す。

廟諱 宜敬、謹避用。 遵功令、以元字代。 偏旁欠末筆。

(廟諱 宜しく敬い、謹しんで用うるを避くるべし。 功令に遵い、元字を以て代う。 偏旁は末筆を欠く。)

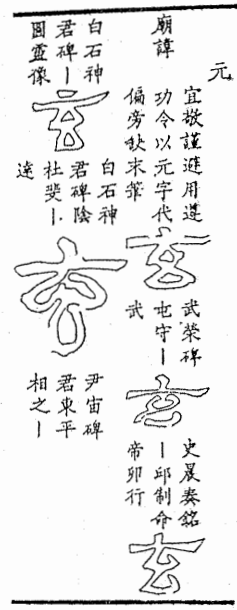


図5 『隸篇』「玄」字

その下に、碑字はそのままの形で載せている(図5)。「功令」とは学業課程に関する天子の詔令集のことで、「玄」と書かねばならない時は、この詔令により「元」の字を代わりに書く。「偏旁」とは巻末の説文の部首ごとに隸体を示した「偏旁」のことで、それを見ると、確かに欠筆した隸書の「玄」の字が並んでいる(図6)。これらは何を意味するのだろうか。

### 元玄 説文象出 而 玄玄玄玄

図6 『隸篇』第十五「偏旁」の「玄」字

「偏旁」に挙げた隸字は、翟雲升の臨摹による。碑字の「玄」は欠筆せずに掲げることができるが、臨摹の際はそのうはいかない。つまり、翟雲升にとっても「玄」字は書けないのである。言い換えれば、臨摹は彼の筆跡だが、双鉤は文字を書いたのではなく、あくまでも姿を写し取って描いた図版なのである。

康熙年間に刊行された『隸辨』に見える譚字は「玄」のみだが、以後の皇帝の名の文字を『隸篇』に求めると、いずれも碑字の上に功令による避諱の方法が注記されている。それによると、本来は次のようにすべきである。

雍正帝胤禛の「胤」↓「允」に代える

乾隆帝弘曆の「弘」↓「宏」に代える

嘉慶帝顛琰の「顛」↓末二筆を欠く

道光帝旻寧の「旻」↓「文」の上の一点を欠く

同じく 「寧」↓「寧」(寧)と作る

しかし碑字は、やはり手を加えずに載せている。

このように、「碑字は図版である」との態度を貫くことで、翟雲升は禁令を犯さずして文字資料を守った。これは

臨摹では不可能だったことである。ここに、古文字を真の姿により近い形で伝えようという編集意図において、『隸篇』が『隸辨』よりも一歩進んだということが見てとれる。

## 結び

『隸辨』・『隸篇』の体裁の違いには、それぞれの撰述目的の違いが反映されている。均しく漢代碑碣の文字を対象にしても、顧羈吉と翟雲升とは、形の異なる字書が生まれた。一字一字を追求して検索のしやすさを前面に出した『隸辨』と、漢字の持つ体系に注目して碑字の分類に力点を置いた『隸篇』、碑字の大きさを揃えて書物として見やすく編集した『隸辨』と、精密な複写で文字資料の価値を損なわない努力をした『隸篇』、これらから、顧羈吉が目ざしたのは経書校勘に有益な工具書の提供であり、翟雲升が目ざしたのは古跡の保存と書体変化の状況分析であった、と言えるのである。

## 注

(1) この字書には撰者・時代共に記されていないが、文字の分類に韻を用いており、その韻目が元の『古今韻会举要』と一致している。例えば平声は「一東・二冬・三江・四支」となり、宋の『広韻』・『礼部韻略』等を含む切韻系の韻目「一東・

二冬・三鍾・四支」とは異なるため、宋ではなく元のものであると推定できる。『四庫全書総目』に「不著撰人名氏、亦無時代。考其分韻、以一東二冬三江等標目、是元韻非宋韻矣。」と記されているのは、このことである。

(2) 原文「竭其愚才、積三十年之久、然後成書。」

(3) 震鈞撰『国朝書人輯略』卷三によれば、顧羈吉の書に關して先に引いた伝記の他に、以下の二例の記述がある。吳修撰『昭代名人尺牘小伝』「善書、精繆篆及八分書。(書を善くし、繆篆及び八分書に精なり。)」方朔撰『枕經堂金石跋』「善隸書、有孔廟諸碑意致。(隸書を善くし、孔廟諸碑の意致有り。)」

(4) ただし、一九八三年中華書局影印許楨本には、これがない。(5) 『隸篇』では漢碑の文字のない部首については部を建てない。よって、各部首の所属する巻と序列は『類篇』と一致するが、部首の総数は『類篇』の五四四に達しない。

(6) 「隸篇統再読序」(道光一八年)の末尾に「別為三統可也。」と記されているものの『三統』という書名は用いられず、注(4)の中華書局影印本には『再統』の後に更に『再統』の名で増補がなされている。この成書年代は不明。序はない。前後二種の『再統』は観海堂影印本では合一され、先の序と同じ一葉中に続けて「甲辰(道光二四年、一八四四)夏五月」に付記された序がある。

(7) 乾隆元年(嘉慶一〇年(一七三六—一八〇五))山東曲阜の人。字、未谷。号、冬丹。碑版の考証に長じ、漢隸・篆刻を善くし、古印の収蔵に富んだ。

(8) 『国朝畫家筆録』巻四には以下のようにある。「翟鳳升、字文泉、山東掖縣人。桂馥弟子。道光壬午進士。官國子監助教。工隸書、以魄力致勝。著五經歲編齋集。

(9) 福田稟之介氏は『中国字書史の研究』(一九七九、明治書院)第二編・第二章・第四節「玉篇」で、原本『玉篇』は親文字を隸書で出したとするが、原本『玉篇』の旧鈔本(早稲田大学蔵及び古逸叢書本)の親文字は楷書で、福田氏の説がどの本によるものであるのか不明である。が、いずれにせよ親文字が小篆でないことだけは確かである。

(10) 『説文解字』以後の字書については、福田氏前掲書第二編・第二章「説文解字以後の字書」及び第三編「部首法から筆画法への流れ」を参照。

(11) 『説文』の排列の改変に関しては、阿辻哲次氏『漢字学』『説文解字』の世界』(一九八五、東海大学出版会)第二部中、「『説文解字』と『汲古閣説文訂』及び福田氏前掲書第二編・第一章・第十節「十二 説文解字に関連した検字の書」を参照。

(12) 清・吳鼎の人。字は香涇。乾隆の舉人。

(13) 『類篇』の部首は五四部で、『説文』より四部多い。これは「艸」「食」「木」「水」の各部の字数が特に多いため、上下に分けたことによるもので、実質的には『説文』の建部と変わらない。

(14) 高橋由利子氏は、汲古閣本の校定は五回にわたって行われたが、正式の刊行は一回だけであったことを指摘している。

(15) 『説文解字』毛氏汲古閣本について、「『汲古』第二七号、一

九九五)よって、『説文解字五音韻譜』が流行して、『説文解字』そのものであるとまで誤解されていた時代に、もとの形の『説文』が広く人々の目に触れたのは、この第五次修改本が最初であったと言える。

(15) 『隸辨』の和刻本には、鎌田禎(環斎)校寛政三年(一七九一)刊本と、安藤龍洲増訂明治一五年(一八八二)刊本とがあるが、これらは共に画引きに改編されたものである。碑字を列挙するのみで、碑名・碑語は記されていない。原本の巻六・七・八は割愛されている。和刻本が『隸法彙纂』を藍本としたものであるか否かは、更に調査を要する。

(16) 原文「碑字出自手摹、諦審無差。」

(17) 陳国慶著、沢谷昭次訳『漢籍版本入門』(一九八四、研文出版)第三章・4「(4) 清代の避諱」には、「『寧』の字は『寧』または『寧』に書かれた。」とある。

平聲上

東 尹宙碑 北海相景君 夏承碑 萊府君之 銘辨秋一衍

東 韓勅碑河 曹全碑陰河一安邑 按說文 東從日在木中碑變從木凡

從木之字亦或從木 水讀若韻與木異 東 韓勅碑陰 武榮碑遠 近哀一

同 曹全碑一 妻壽碑一 張公神碑驢白 鹿兮從仙一隸 僚服德 童 孩多奇 僮 鹿兮從仙一隸

釋云以僮為僮按玉篇僮童用切僮僮行不正也嚴 訖碑人僮僮亦以僮為僮諸碑從重之字或借用

童如董為董動為動之類禮記檀弓鄰 同 耿勳碑 重汪錡注重當作童童字古或通用 同 又開故

道一 桐 桐柏廟碑 史晨後碑治一 潼 周公 立廟一柏 同 車馬於灑上 禮殿

記故府棣 中 鄭固碑於 曹全碑 韓勅碑 一 文君 惟郎一 除郎一 中 復顏氏

并官氏 邑一 中 史晨後碑補完 劉脩碑動乎險一 里一 道之周左 中 按說文申籀文中

中 夏承碑右一 郎將弟也 按高虎碑中平 二年田君斷碑從充關中亦作 中

唐公房碑 中 戚伯著碑大僕光祿 華山廟碑 漢一大守 束 侍一隸釋云即中 仲 一宗之世

圖1 『隸辨』

元 禮恭 北海相 景君銘 元字重文附載以見創也凡重 文作小二字昉自古款識及石 鼓文然惟兩字相連為宜其兩 元字重文附載以見創也凡重 元字重文附載以見創也凡重

元 禮恭 北海相 景君銘 元字重文附載以見創也凡重 文作小二字昉自古款識及石 鼓文然惟兩字相連為宜其兩 元字重文附載以見創也凡重

元 禮恭 北海相 景君銘 元字重文附載以見創也凡重 文作小二字昉自古款識及石 鼓文然惟兩字相連為宜其兩 元字重文附載以見創也凡重

元 禮恭 北海相 景君銘 元字重文附載以見創也凡重 文作小二字昉自古款識及石 鼓文然惟兩字相連為宜其兩 元字重文附載以見創也凡重

元 禮恭 北海相 景君銘 元字重文附載以見創也凡重 文作小二字昉自古款識及石 鼓文然惟兩字相連為宜其兩 元字重文附載以見創也凡重

元 禮恭 北海相 景君銘 元字重文附載以見創也凡重 文作小二字昉自古款識及石 鼓文然惟兩字相連為宜其兩 元字重文附載以見創也凡重

元 禮恭 北海相 景君銘 元字重文附載以見創也凡重 文作小二字昉自古款識及石 鼓文然惟兩字相連為宜其兩 元字重文附載以見創也凡重

圖2 『隸篇』

